

松原市指定文化財調書

文化財の種類：有形文化財 美術工芸品 彫刻

記号番号：彫第1号

名称・員数：大林寺 木造 十一面観音立像 1躯

所有者：宗教法人 大林寺

所在地：松原市北新町1丁目10番5号

年代：平安時代(10世紀末～11世紀初め)

材質・法量等：ヒノキ材 一本造

像高 171.5cm、髪際高 145.6cm

〔説明〕

本像は、像高 171.5cm(5尺6寸)、髪際高 145.6cm(4尺8寸)をはかる十一面観音立像で、頭上に頂上化仏と頭上面をつけ、右手を下ろして掌を前に向けて第1指を曲げて錫杖を執り、左手は肘を曲げて蓮華茎を挿した水瓶を執り、左膝をわずかに曲げて台座上に立つ像である。構造は、頭体幹部をヒノキの一材から彫り出し、両肩以下を別材製とする。

深い面奥ながらも頬の張りが少ない面相部に浅い目鼻立ちを彫り出して、まとまりのよい穏やかな表情を見せてている。長身な体躯は下半身に重点が置かれている。平安時代初期の一木彫成像に見られるようなゆたかな量感をそなえながら身体の抑揚は抑えられ、衣文の彫りは浅く規則的で総じて穏やかな作風を見せている。僅かに遊脚とする左大腿部には浅い翻波式衣文が刻まれ、また両膝の間に施された渦巻状の衣文も平安時代初期彫像の伝統を引き継いでいるが、直立して動きの少ない造形が落ち着きを見せてている。胸や腹などの量感をあまり強調しない体躯や彫りの浅い衣文の処理は、平安初期彫刻が和様化し平安後期彫刻へと進む過程のなかで捉えることができる。特に深い面奥に比して丸い面貌に浅く目鼻立ちを刻む点や長身で量感をあまり強調しない体躯、古様の渦巻状の衣文を見せる特徴は、10世紀彫刻のなかでも「奈良系仏

像」と称される一群と共に通しており、同様の作風を示す作品として正暦2年(991)から長徳元年(995)に造立された京都・禪定寺十一面觀音立像や天禄元年(970)の奈良・新薬師寺准胝觀音立像をあげることができる。したがって本像の製作時期としては、10世紀末から11世紀初め頃と考えられる。

十一面觀音立像は現在、大林寺(融通念佛宗)に安置所蔵されているが、もとは西除川対岸にあった布忍山永興寺の本尊と伝えられている。元文2年(1737)に版行された『布忍山永興寺略縁起』によれば、永興寺は、永興律師による草創と伝え、寛治3年(1089)に七堂伽藍を備えた「布忍寺」が創建されたとされ、衰微のち弘安年中(1278~88)に大和・西大寺の叡尊が中興し「永興寺」と称され、その後元禄3年(1690)に再興したと伝える。境内地を布忍神社と隣接することから、明治期の廃仏毀釈によって、明治6年(1873)に廃寺となり、本堂は柏原市壺井寺に移築され、十一面觀音立像をはじめ仏像や資料は大林寺に移されて現在に至っている。また布忍寺の名も塔頭であった高木・東之坊が受け継いでいる。安永4年(1775)の「布忍山永興寺明白書」には永興寺の伽藍図が掲載されており、本堂の横に「十一面觀世音」とあって、少なくとも元禄の再興以降は本像が永興寺の本尊であったことが確認できる。

本像の製作時期は「略縁起」で示された布忍寺創建(寛治3年<1089>)よりも遡る。和様彫刻を大成した仏師定朝は天喜5年(1057)に没しており、仏教彫刻史上からは穏やかで平明で優雅な仏像様式(定朝様)が主流であり、本像が布忍寺創建に際して製作されたとは考えがたく、布忍寺創建の前身堂宇にあった像か、もしくは寛治3年(1089)の創建に際して別の地より移坐されたものと推測される。

寺名の由来ともなった永興律師は、東大寺第4世別当を務めた高僧であり、奈良地方との関連を暗示させ、後年ながら文暦元年(1234)12月18日には、「河内国布忍寺奉懸鐘」が東大寺鑄物師・草部信明によって製作されており、こうした布忍寺と南都との文化的交流の一端を本像が示す「奈良系仏像」作風からもうかがうことができる。

本像は、松原市内でもっとも古い仏像のひとつであり、また大阪府下でも中央様式を示した等身をこえる十一面觀音立像は、河内長野市の觀心寺など一部の古刹を除いて稀であり、南河内地方での仏教文化を考える上で貴重な資料とみなすことができる。

[調書]

[形状]

本軀：頭部は髻を高く結い、髻頂に仏面、髻中央と地髪に正面菩薩相、左瞋怒相、右牙上出相の各3面をそれぞれ配し、背面に大笑面1面を付す。天冠台は紐1条に列弁帶を刻むか(磨耗)。寶髮1条が耳にかかる。天冠台下の地髪はまばら彫りとする。白毫は表さない。耳朶不貫、頸に三道を表す。右手は垂下して掌を前に向け第1指を曲げ、左手は肘を曲げて蓮華茎を挿した水瓶を執る。条帛をまとい、天衣を両肩にかけ、左の天衣は左膝下まで垂れて右手前襟にかかり、右の天衣も同様に左手前襟にかかる。裳を着け、腰で2段折り返し。僅かに腰を右に捻って、左足をやや緩めて蓮華座上に立つ。臂钏(紐2条に幅広の帶)を付ける。両膝中央に渦文を表す。

光背：周縁に十一面觀音の種字(キヤ)を表した蓮華座を9つ配した透彫唐草光背。

台座：丸框に反花・蓮華(大仏座)。

[品質構造]

ヒノキ材、一本造、彫眼

頭体を通して一本から彫り出す。木心は前方に外すか。背面には内削り(地付より24.0cmの高さから95.0×25.0cm)を施して蓋板をあてる。両肩以下別材製で、右は手首以下、左手は肘以下。天衣遊離部、足先は別材。

[保存状況]

後補：髻頂仏面を含む頭上面すべて、右手首以下、左手肘以下、天衣遊離部、両足先、持物、台座、光背。

その他：天冠台を含む髪部、鼻先を彫り直し。背面、像底ほぼ前面に修補跡。

[時代]

平安時代後期(10世紀末～11世紀初め)

[法量細目]

髪際高 145.6cm、髻上-顎 41.5cm、髪際-顎 15.4cm、面巾 14.0cm、面奥 21.2cm、耳張 18.8cm、胸厚(左) 22.2cm、腹厚 27.8cm、肘張 49.2cm、裾張 40.0cm、足先開(外) 25.0cm、足先開(内) 10.2cm、光背高 216.5cm、台座高 42.8cm。重量不明。

大林寺 十一面觀音立像



大林寺 十一面觀音立像

